

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「決算と申告の実務」「法人税の税務判断のポイント」

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容	
3	3	水	総務委員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
3	15	月	正副会長会	10:30 ~ 11:00 於:西鉄グランドホテル
3	15	月	理事会	11:00 ~ 12:00 於:西鉄グランドホテル
3	15	月	経営セミナー	14:00 ~ 15:30 於:ソラリア西鉄ホテル
3	24	水	決算事務説明会	14:00 ~ 16:30 於:福岡ガーデンパレス
4	7	水	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00 於:西鉄イン福岡

## ●支部の行事

特にありません

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
3	10	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室

## ●女性部会の行事

特にありません

## (I) 税務カレンダー

- 3月10日 ●源泉所得税の納付
- 3月15日 ●所得税の確定申告  
●所得税確定損失申告書の提出  
●贈与税の申告  
●確定申告税の延納の届出書の提出  
●個人の青色申告の承認申請  
●個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告  
●国外財産調書の提出
- 4月1日 ●1月決算法人の確定申告  
●7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告  
●個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告

## (II) 知らないと損する税情報

### 令和3年度税制改正 納税環境の整備

税理士 堤 一 博

令和3年度税制改正では、中手企業向け税制の小幅な改正にとどまったものの、デジタル化を前面に押し出して、適正な納税のための環境整備を掲げています。

いまコロナ担当大臣として注目を浴びている河野太郎氏が、昨年、行政改革大臣として行政事務における「押印」問題で賑わせたことはご記憶にも新しいことと思います。

行政手続きでの押印の廃止を強力的に推進するものです。

日本の社会では、いろいろな文書に押印することが多いですね。この点について、今回の税制改正を端的にいうと、「実印を押すことを求めているもの」、あるいは「印鑑証明の添付を求めているもの」以外は、押印をしなくてよいとするものです。法人税では、平成30年度改正で、代表者の『自署押印』（代表者が自筆で署名し、印鑑で印影を付く）が廃止となり、『記名押印』でよくなりました。従来から、法人税申告書の「代表者自署押印」については、「押印漏れのみを理由として、納税者にその補完は強いて求めない」とこととされて運用されていた経緯もあります。法人税法では、自署⇒記名と取扱いが変わりましたが、税理士法では税理士が申告書を作成して書面提出する場合には、税理士はもちろん代表者の署名押印が必要とされています。電子申告の場合には、税理士がいない場合には代表者の電子署名、税理士作成の場合にはその電子署名が必要となっています。税務当局は、電子申告を強力的に推進していて、すでに大法人の電子申告は既に義務化されており、将来的には中小企業にも税務上の電子化の波が押し寄せてくることは間違いのないものと思われます。

さて、「7.円滑・適正な納税のための環境整備」ですが、下記のとおり様々な内容がありますが、この中心となるのは、「(1)税務関係書類の押印義務の見直し」と「(2)電子帳簿等保存制度の見直し」です。

まずは、「(1)税務関係書類の押印義務の見直し」ですが、文字通り、確定申告書や届出書等の押印については、令和3年4月1日以降提出分の書類から不要にするということです。

現在、提出者等が押印しなければならないこととされている「税務関係書類」については、下記の①及び②の書類を除いて、

#### 令和3年度税制改正大綱の7本の柱

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生
2. デジタル社会の実現
3. グリーン社会の実現
4. 中小企業の支援、地方創生
5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応
7. 円滑・適正な納税のための環境整備

#### 円滑・適正な納税のための環境整備の項目

- (1) 税務関係書類の押印義務の見直し (R3/4/1～)
- (2) 電子帳簿等保存制度の見直し (R4/1/1～)
- (3) 納税管理人制度の拡充 (R4/1/1～)
- (4) 無償譲渡等の譲受人等の第二次納税義務の整備 (R4/1/1～)
- (5) 滞納処分免脱罪の適用対象の整備 (R4/1/1～)
- (6) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大 (R5年度～)
- (7) 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化 (R6年度～)
- (8) 軽自動車関係手続のオンライン化 (R5/1～)
- (9) その他

押印を要しないこととするものです。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

法律は令和3年4月1日施行となると思われませんが、施行日前においても、押印しないこととする税務関係書類については、運用上、押印がなくても改めて押印を求めないとしています。

押印問題は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、テレワーク導入の推進の立場で、令和2年6月19日に内閣府・法務省・経済産業省が「押印についてのQ&A」を公表しています。この中では、「押印廃止」を「行政手続き」と「民間同士の取引等」における押印廃止に切り分け、「行政手続き」においては法令・告示・通達の改正が必要であるものの、「民間同士の取引等」では特段の法整備が必要であるとは認識していないとしています。つまり、民間同士の契約等においては、「私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない」ので、「契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力には影響は生じない」との見解にたっています。

本来、契約書とは、当事者間の合致した意思の内容を記したもので、署名押印は作成者の正当性を証明する形式的な証拠力を保全するものです。したがって、契約に当たっては、署名あるいは記名として押印を省略しても、契約の効力には影響はありません。さらに、押印以外に契約書等の文書の成立を証明する手段としては、新規契約の場合には契約締結前の段階で、当事者の特定のために「運転免許証に記載された氏名や住所など本人情報の記録や保存」をしたり、継続的な取引関係では、「メール本文や送受信記録などの保存」、さらには、電子契約による「電子署名や電子認証サービスの活用」があります。

重要な契約に当たっては、法人税の調査等の現場では、書面の存在、その記載された内容、契約に至った経緯等が極めて重要で、押印そのものを問題とするケースは特殊な場合に限られています。

少し脇道に入りますが、海外取引の契約の場合では、契約書は外国語、特に英語で作成されることが多く、この場合にはサイン（署名）になります。日本語契約書では、署名押印または記名押印の場合が多いと思われませんが、印鑑制度のない海外との取引では、印鑑は使われず、筆跡の鑑定が可能で、偽造が難しいと理解されているサインが用いられます。ところが、欧米でも、古い時代や、国家間の正式の文書の場合には、契約書を袋とじにして製本し、穴を開けてリボンを通して、このリボンの端に蠟を垂らして印章を押す方法がとられていました。中世のドラマや映画で蠟（ロウ）を垂らした上に指輪状などの印章を押しつけて封をする「wax seal」をイメージしてもらおうといいでしょう。また、英米法の世界では、捺印証書（deed）という文書形式が残っていて、贈与や遺言など片務契約については特にこの形式が採られています。しかしながら、最近では、簡便性の要請から、sealに代えて、本人のサインや本人のサインに加えてwitness（立会人）がサインをする方法が多用されています。いずれにしても、当事者間で合意した内容を契約書の形式で保存することが重要であり、当然、調印した本人の真正性の証明が求められますので、特に重要な契約の場合には、本人の面前での確認（日本でも不動産取引等の場合には、免許証等での本人確認が必要とされています）のほかに、公証人が発行するサイン証明書を提出してもらい、サイン証明書のサインと契約書のサインの同一性を判定しています。

もっとも、このサイン証明書ですが、国または州などによりさまざまなやり方があり、日本のように印鑑証明書のようなものもありますが、アメリカでは本人の署名の下（あるいは隣）にした公証人の印とサインがあるだけの場合が多いようです。

民間同士の文書作成における押印問題は、押印が絶対の効力要件ではないことを確認したうえで、一旦置くとして、行政手続きにおける押印廃止等に係る文書等を具体的に例示してみると右記のようになります。

繰り返しになりますが、基本的には、実印の押印や印鑑証明

(廃止予定書類)	(継続予定書類)
<ul style="list-style-type: none"><li>・確定申告書、修正申告書、更正の請求書</li><li>・給与所得者の扶養控除等申告書</li><li>・給与所得者の保険料控除申告書</li><li>・国税・地方税の各種届出書・申請書</li><li>・延納申請書、物納申請書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺産分割協議書</li><li>・所有権移転登記承諾書</li><li>・抵当権設定登記承諾書</li><li>・納税保証書</li><li>・質権設定の承諾書</li></ul>

書が必要かどうかで判断されていて、実印の押印等が必要とされる書類については、従来通りですが、経理事務での確定申告書や届出書、給与事務での扶養控除等申告書などの押印が不要となります。

次に、「(2)電子帳簿等保存制度の見直し」を行うこととしています。

これは、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上を図ることを目的とするもので、行政コストの削減とコロナ対応の観点から、その一方で税務関係書類への押印の廃止を行い、他方では電子帳簿保存法のハードルを緩和して裾野を広げ、かつ、記帳水準の向上を図るとの方向性が出ています。

また、電子帳簿保存法の緩和の背景には、2023年10月から開始される「インボイス制度」に対応する請求書等の電子的保存への取り組みを推進する必要があるからであるとの声もあります。

電子帳簿保存制度は、1998年7月に創設され、過去数回の改正で導入条件が緩和されてきました。

今回の改正では、さらに大幅な緩和策が講じられて、その概要は、

●事前承認制度の廃止

電子保存の開始前3か月前までに所轄税務署長に申請し、その承認を受けてからの電子保存開始という手順の事前承認制を廃止する

●国税関係書類の電磁的記録等による保存制度の見直し

帳簿書類の電子保存については、真実性の確保（訂正削除履歴の確認、システム相互関係性のルール化、経理・システム規定等の備付）と可視性の確保（見読可能性、検索機能）を求めています。主にこの検索機能の検索項目を、「取引年月日」、「取引金額」、「取引先」に限定する

●国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

重要書類等のスキャナ保存に関しては、改ざん防止のためのタイムスタンプ付与の入力時間制限を3日以内から最長2月に緩和する、入力情報を受領者がスキャンする場合の自署を不要とする、社内体制での「適正事務処理要件」を廃止する等々のさまざまな緩和措置を講ずる

●電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

電子取引データについても、帳簿書類の電子保存・スキャナ保存と同様に検索要件を緩和するなどが挙げられ、以前にもまして導入のハードルを引き下げています。ただ、税務調査で隠ぺいや改ざんが認められると重加算税に加えてさらに本税額の10%のペナルティが加算されることも盛り込まれています。

この改正は令和4年1月1日の予定です。

社会経済の流れやコロナ禍による事業環境の変化を踏まえ、テレワーク環境の整備やペーパーレス化を念頭に電子帳簿保存法の利用も積極的に検討してみてください。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	3	15(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル
		24(水)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	7(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡
	5					
	6	8(火)	15:30～17:00	本部	第10回通常総会	
			17:00～18:30	本部	講演会(経営セミナー)	
18:45～20:00			本部	会員交流会		

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。